

亀山市景観計画に関する実績等報告書(令和7年度)

(建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ～ 年度																					
位置付け	本計画は、景観法第8条1項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」である。																					
目的・概要	国民生活の多様化が進むにつれて価値観が多様化してきている中、自然、歴史・文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われている。本計画は、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全・創出するため、目標や方針、推進方策等を示したものである。																					
計画の骨格	<table><tr><th>章</th><th>概要</th><th>景観法の条項</th></tr><tr><td>第1章 景観計画区域</td><td>景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。</td><td>第8条第2項第1号</td></tr><tr><td>第2章 景観形成の方向性</td><td>本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。</td><td>第8条第2項第2号</td></tr><tr><td>第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項</td><td>一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。</td><td>第8条第2項第3号</td></tr><tr><td>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</td><td>景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。</td><td>第8条第2項第4号</td></tr><tr><td>第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項</td><td>景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。</td><td>第8条第2項第5号</td></tr><tr><td>第6章 景観形成の推進方策</td><td>本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。</td><td>—</td></tr></table>	章	概要	景観法の条項	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—
	章	概要	景観法の条項																			
	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号																			
	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号																			
	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号																			
	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号																			
	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号																			
第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—																				

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R7)	目標値
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	景観法に基づく46件(建築物10件、工作物15件、開発行為等21件)の届出を受理するとともに、事前相談等においては景観形成基準への適合についての助言・指導を行った。 「景観の日」にあわせ、6月1日号の広報に啓発文を掲載するとともに、景観形成推進地区の各自治会に対して、届出制度に関するパンフレットを配布するなど、制度の周知啓発を図った。 地域に残されている伝統的な建造物等の保全を図り、良好な景観の確保につなげるため、景観重要建造物の指定候補建造物(11件)について、景観審議会委員による現地確認を行うなど、指定に向けた手続きを進めた。 景観審議会を開催(1回)し、取組状況等を報告するとともに、景観重要建造物の指定についての意見聴取を行い、指定は適切である旨の回答を得た。
成果	景観法に基づく届出制度の適切な運用により、景観形成基準に則した良好な景観形成を図ることができた。 近年増加している太陽光発電施設については、「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」に基づく事業者への助言・指導により、良好な景観形成につなげることができた。(令和7年度11件) 届出制度に係るパンフレットの配布等による周知啓発により、良好な景観形成に向けた意識の向上を図ることができた。 地域に残されている伝統的な建造物等の景観重要建造物指定に向けた取り組みを進めることができた。
総合計画推進への寄与度	1.1 魅力的な都市空間の形成 ③安らぎのある都市の形成 景観法に基づく届出制度の適切な運用や周知啓発、景観重要建造物の指定に向けた取り組みを進めたことにより、魅力的で安らぎのある都市形成に寄与することができた。

反省点・課題	魅力ある景観の形成に向けた一層の周知啓発を行うとともに、良好な景観の維持・確保に向け、引き続き地域に残されている伝統的な建造物等の景観重要建造物指定に向けた取り組みを進める必要がある。
--------	---

今後の方向性	景観まちづくりの推進に向けた周知啓発に取り組むとともに、引き続き景観重要建造物の指定に向けた取り組みを進める。
--------	--